

注意・警戒情報

「当選金の受け取り」「相談に乗るだけで報酬」
お金がもらえるというメッセージに
惑わされないで!



相談事例



(1) 見知らぬ人からの「相談に乗るだけで報酬がもらえる」というメッセージを見て、サイトに登録した。相談に何度か乗ると報酬金100万円と表示されたので、報酬を引き出す手続き費用として1万円を支払ったのに、さらにサイト利用料5万円を請求されている。

(2) 突然、「5億円が当選した」というメッセージが届いたので、当選金を受け取るための手数料を支払った。総額で10万円以上支払っているが、一向に当選金を受け取ることができず、手数料の請求が続いている。

アドバイス



知らない人からお金がもらえるというメッセージには 返信しないようにしましょう。

- ◆ お金を受け取ることができるなどとうたうサイトに登録すると、メッセージをやり取りするためのサービス利用料や、お金を受け取るための手続き費用等と称して、次々と支払いを請求されます。しかし、これらのお金を支払っても、やり取りの相手は、サイト側のサクラである可能性があります。
- ◆ 見知らぬ人から簡単なやり取りだけでお金をもらえるということは絶対にありません。一度払ってしまったお金等は、取り戻すことが非常に困難です。
- ◆ おかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

い や や
1 8 8

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



消費者問題に
詳しい弁護士に
聞きました!

メールで幸せになれる?

— 悪質な占いサイトの被害が増えています —

◆在宅で過ごす時間が増え、占いサイトに没頭する人が増加?!

全国の消費生活センターには、占いサイトに関する相談が年間1,000件以上寄せられており、とりわけ2019年度以降、増加の傾向にあるとのことです(国民生活センター令和2年11月26日報道発表)。

弁護士に寄せられる相談の中にも、SNSなどから占いや鑑定サイトに誘導され、「占い師」「鑑定士」を名乗る相手とメールを頻繁にやり取りしているうちに、気づけば数万円、中には数百万円ものポイントを購入させられてしまったという被害が後を絶ちません。

昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から在宅で過ごす時間が増え、人と関わる機会が減ったことで、孤独感や不安感を紛らわす手段として、占いサイトに没頭する人が増えているようです。サイト側も、そういった心理に付け入って、「運気が向上する」「幸福が訪れようとしている」などと期待を持たせ、次々にメールのやり取りをするよう働きかけてきます。

メールをやり取りするためのポイントの購入代金は、クレジットカードやコンビニで購入できる電子マネーなどで時間帯を問わず支払えるのも、被害拡大の一因になっています。

◆被害は高齢者から若者まで幅広い世代に

高齢者でもスマホを持つ方が多くなりました。また、2022年4月には成年年齢が引き下げられ、18歳以上でした契約は未成年を理由に取消しができなくなりますので、今後ますます世代を超えた被害が広がるのが心配されます。

消費生活相談は・・・

消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口につながります)
局番なし188

弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会 消費者被害相談
予約受付:045-211-7700



◆被害に遭ってしまった場合は・・・

昨今、占いサイトに関する裁判例も増えています。サイトから送られてくるメッセージは、あたかも「自分だけに」向けられた占いの結果であるかのようですが、実際には、他のユーザーにも全く同じか、単語を一部だけ変えたメッセージが一斉送信されていたということが、裁判の中で明らかになったケースもありました。

このように、「個別に占いを行うと標榜しながら、占い師は存在せず、そもそも占いをしていない」ことが詐欺にあたるとした判決や、不合理なメールを何通もやり取りさせ、過大な金銭を支払わせる手法は「社会的に相当な範囲を逸脱している」として損害賠償を認めた判決が、複数出されています。

裁判に至ることなく、消費者に有利な解決ができたケースも沢山ありますので、被害に気づいたら、すぐに消費生活センターや弁護士に相談をしてください。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。

「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



神奈川県



悪質な訪問販売 撲滅!
かながわ宣言

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506